

有望選手・指導者雇用環境支援金交付要綱

第1 趣旨

第82回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯獲得に向け、競技実績のある有望選手の確保を行う必要があることから、国民スポーツ大会の正式競技に取り組む有望選手・指導者（以下、「選手等」という。）の雇用に対して前向きな機運の醸成を図るとともに、法人、任意団体又は個人（以下、「企業等」という。）における雇用環境の整備等を支援するため、予算で定めるところにより、選手等を採用した企業等に対して支援金を交付する。

第2 交付対象の企業等

支援金の交付対象となる企業等は次に掲げるすべての要件を満たす者とする。なお、長野県競技力向上対策本部長（以下、「本部長」という。）が必要と認めた企業等についてはこの限りではない。

- （1）長野県競技力向上対策本部事業「アスリートキャリア支援事業」に登録があり、かつ、長野県競技力向上対策本部に登録している選手等と雇用契約を締結した企業等であること。
- （2）長野県内に本社・支社・事業所等を有する企業等であること。
- （3）選手等を正社員（週20時間以上の期間の定めのない雇用契約をいう。）として雇用した企業等であること。
- （4）県税に未納がないこと。
- （5）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（長野県内に住居している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施していること又は特別徴収を開始することを誓約すること。
- （6）企業等の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （7）本部長が実施する就職後の就労状況等に関する調査に協力すること。
- （8）その他支援金の交付が適当でないと本部長が認める企業等でないこと。

第3 支援金の額

支援金の額は、採用した選手等1人につき年額100万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

第4 交付の申請

企業等は、支援金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を本部長に提出しなければならない。

- (1) 有望選手・指導者雇用環境支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 個人情報の収集に係る本人の同意書（様式第3号）
- (4) 選手等との雇用契約の内容が確認できる書類の写し
- (5) その他本部長が必要と認める書類

第5 交付の決定

本部長は、交付申請を受けたときは、提出された書類について、対策本部が定めた基準により審査を行い適合すると認められる場合は、その旨を企業等に通知するものとする。

第6 支援金の請求等

企業等は、支援金の請求をするときは、次に掲げる書類を雇用年度内に提出しなければならない。

- (1) 有望選手・指導者雇用環境支援金請求書（様式第4号）
- (2) 支援金の振込先の金融機関の口座情報が確認できる書類

第7 活動実績報告

企業等は、次に掲げる書類を翌年度の4月10日又は支援金の根拠となる選手等が退職した日から起算して30日を経過した日までのいずれか早い期日までに本部長に提出しなければならない。

- (1) 有望選手・指導者の活動実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業所別被保険者台帳の写し又は勤務簿及び賃金台帳の写し
- (3) その他本部長が必要と認める書類

第8 支援金の返還

虚偽又は不正な行為により支援金を受給した企業等は対策本部に支援金を返還しなければならない。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。